

国家資格
キャリアコンサルタント学科試験
労働法編プレ講義 1

労働者とは



§ 1. 労働者とは

1. 労働者の定義

- ➔法律ごとに定められ、同一ではない。
- ➔各法律の目的や理念が異なるため。
- ➔各法律の「用語の定義」は超重要！

各法律における「労働者」の定義

- ・ 労働基準法

「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」
(第9条)

- ・ 労働契約法

「使用者に使用されて労働し、賃金を支払われる者」 (第2条1項)

- ・ 労働組合法

「職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」
(第3条)

労働組合法

「職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」（第3条）

「準ずる収入」とは？

労働組合法

「準ずる収入」とは？

➡いわゆる「労働契約」に基づく「労働関係」に類似した「働き方」（個人事業主等）によって、「賃金」「給料」に準ずる「報酬」を指す。

➡つまり、労働組合法では

「団体交渉の保護を及ぼす必要性と適切性が認められれば、労働組合法上の労働者と認められる（可能性がある）」

➡1. コンビニのオーナーは？

➡2. ウーバーイーツの配達従事者は？

労働組合法

1. コンビニのオーナーは？

岡山県労働委員会、東京都労働委員会が労働者性を認めた後、中央労働委員会がこれを覆す。

⇒コンビニのオーナーに労働組合法上の労働者性はないと判断

2. ウーバーイーツの配達従事者は？

⇒現時点（2020.3.8）では、未判断。

職業能力開発促進法

「労働者とは、事業主に雇用される者（中略）及び求職者（同法第6条第1項に規定する船員となろうとする者を除く。以下同じ。）をいう。」（第2条）

→「求職者」つまり、雇用されていなくても『労働者』となる。

→キャリアコンサルタントが、**求職していない「事業主」への「キャリアコンサルティング」を行ったとしても、職業能力開発促進法上の「キャリアコンサルティング」とはならない。（文理解釈）**

この法律において「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう（第2条第5項）

<https://career19.link>

